

藤沢市地球温暖化対策実行計画～重点施策アクションプラン 2030～（案） に関するパブリックコメントを実施します。 （兼 意見提出用紙）

2022 年(令和 4 年)3 月に現在の「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に改定以降、国や県の計画改定や見直し等が図られたことを踏まえ、藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直し作業を行い、計画期間後半で重点的に取り組むべき施策（重点施策）を記載したアクションプランを作成することになりましたので、広く皆様の意見・提案を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

意見等を募集する件名

藤沢市地球温暖化対策実行計画～重点施策アクションプラン 2030～（案）

案の閲覧について

2026 年(令和 8 年)9 月 16 日(水)から市のホームページ、ゼロカーボン推進課、市役所本庁舎・分庁舎(総合案内)、市政情報コーナー、各市民センターで閲覧できます。

意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者

意見等の募集期間

2026 年(令和 8 年)9 月 16 日(水)から 2026 年(令和 8 年)10 月 16 日(金)まで〈必着〉

意見等の提出方法

①藤沢市ホームページ から電子提出

市のホームページで、意見等の提出ができます

【ページ情報】藤沢市ホームページ > 暮らし・環境 > 環境 > 環境計画
よりパブリックコメントの実施ページにアクセスしてください。
※右記二次元コードから電子提出できます。



②郵送・ファックス・持参

本紙裏面の意見提出用紙に住所・氏名及び上記の意見等を提出できる方のいずれかに該当するかをご記入のうえ、意見等を明記し、下記の意見提出先に提出してください。
受 付：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土、日、祝日は除く） ※持参の場合

意見等提出の注意事項

- ①電話や来庁等（口頭）による意見の受付は行いませんのでご了承ください。
- ②提出された意見等の原稿は返却しませんのでご了承ください。
- ③提出された意見等は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ④氏名・住所・区分の記載が無いものは、無効となる場合がありますのでご注意ください。

意見等に対する考え方の公表

- ①受付をした意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。
- ②個別には回答しませんのでご了承ください。

意見提出先

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

藤沢市役所 環境部 ゼロカーボン推進課 パブリックコメント担当

電話 0466-25-1111（内線 3322） FAX 0466-50-8418

案については、市 HP で
ご覧ください。



氏 名	
住 所	
区 分 (あてはまるもの1つに ○をつけてください)	1 藤沢市内に住んでいる 2 藤沢市内の事務所・事業所に勤務している 3 藤沢市内の学校に在学している 4 藤沢市内の事務所・事業所をもっている 5 その他利害関係がある

意見・提案

[illegible]